

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成 28 年 7 月 1 日

立 山 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類			実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	実施地域	重点地域との重複の有無		
		○	立山町野村	無	平成 26 年度～平成 31 年度	野村生産組合
		○	立山町 末上野ほか	無	平成 27 年度～平成 31 年度	農事組合法人 あおぞら営農組合
		○	立山町 小林ほか	無	平成 27 年度～平成 31 年度	農事組合法人 みずほ営農
		○	立山町 三ツ塚新ほか	無	平成 27 年度～平成 31 年度	立山町環境保全型農業 推進団体
		○	立山町下段	無	平成 27 年度～平成 31 年度	農事組合法人しただん
		○	立山町前沢	無	平成 27 年度～平成 32 年度	農事組合法人 下前沢営農組合
		○	立山町沢端	無	平成 27 年度～平成 32 年度	農事組合法人沢端